

鎌倉市公共施設再編計画策定 e モニター設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、鎌倉市公共施設再編計画の策定を進めていく上で、鎌倉市公共施設再編計画策定 e モニター（以下「e モニター」という。）を設置することにより、インターネット環境を利用して公共施設再編の取組に対する市民の意見等を把握することを目的とする。

(職務)

第2条 e モニターの職務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 鎌倉市公共施設再編計画策定委員会（以下「委員会」という。）に提出される資料について、電子メールによる送付を受け、委員会開催日の2日前（その日が日曜日に当たるときはその前々日とし、土曜日に当たるときは前日とする。）までに電子メールによりその内容に関する意見を提出すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、委員会からの求めに応じ、公共施設の再編に関して、電子メールにより意見等を提出すること。

(資格要件)

第3条 e モニターは、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内在住の18歳以上の者。ただし、本市の常勤又は非常勤の一般職又は特別職にある者は除く。
- (2) インターネット及び電子メールの利用が可能な者

(応募方法)

第4条 前条の資格要件に該当する者で e モニターの登録を希望するものは、市ホームページ内の登録申請様式に必要事項、鎌倉市公共施設再編計画基本方針についての所感及び e モニターに応募する動機を記載して、電子メールにより市長に提出するものとする。

(選考手続)

第5条 市長は、前条の規定による登録の申請があったときは、次に掲げる基準に基づき審査を行い、e モニターを決定するものとする。この場合において、審査基準を満たす者が第7条に規定する e モニターの定員を上回ったときは、男女比、年齢比及び居住地域を考慮して決定するものとする。

- (1) 本市が進める公共施設の再編に関して建設的な意見を提案できると認められること
- (2) 委員会が意見を求める内容に関し、適切に対応できると認められること

- (3) 前2号に掲げるもののほか、eモニターとしての義務を履行できると認められること。

(登録期間)

第6条 eモニターの登録期間は、eモニターとして登録された日から委員会による公共施設再編計画策定の検討が終了するまでの間とする。

(定員)

第7条 eモニターは、10名以内とする。

(費用等)

第8条 電子メール等の送受信に要する費用及びインターネット環境の利用に要する費用は、eモニターの負担とする。

(禁止行為)

第9条 eモニターは、次に掲げる行為又はそのおそれのある行為を行ってはならない。

- (1) 公序良俗に反する行為
- (2) 法令等に反する行為
- (3) 他のeモニター又は第三者を中傷し、又はひぼうする行為
- (4) 他のeモニター又は第三者に不利益を与える行為
- (5) 提供を受けた資料を第三者に提示するなどeモニターの職務以外に用いる行為
- (6) 重複登録、他人になりすましての登録等、不正な登録行為
- (7) この要綱に基づくeモニター制度（以下「本制度」という。）の運営を妨害する行為

(登録の抹消)

第10条 eモニターは、自ら登録の抹消を希望するときは、市ホームページ内の登録抹消様式に必要事項を記載して電子メールにより市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による登録抹消の申請があったときは、当該登録を抹消するものとする。

3 市長は、eモニターが次の各号のいずれかに該当するときは、当該eモニターの登録を抹消することができる。

- (1) 前条の規定に該当したとき。
- (2) 登録されたメールアドレスに市からの電子メールが到達しなくなったとき。

(変更、停止及び中止等)

第 11 条 市長は、本制度の内容の変更並びに本制度の一時中断、停止及び中止について、事前に告知を行ったうえで、e モニターの承諾を要することなくこれを行うことができるものとする。

(個人情報の保護等)

第 12 条 市長は、e モニターから登録時に収集した個人情報を、鎌倉市個人情報保護条例（平成 5 年 10 月条例第 8 号）に基づき適切に取り扱い、保護するものとし、登録情報は本制度の目的以外でこれを利用しないものとする。

(庶務)

第 13 条 本制度の庶務は、経営企画部経営企画課公共施設再編推進担当において処理する。

(その他の事項)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則

この要綱は、平成 25 年 8 月 30 日から施行する。